

三好丘小学校区家庭教育推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、三好丘小学校区家庭教育推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 家庭教育に関する関心を単に個々の家庭の問題としてとらえるのみでなく、地域社会全体の問題としてとらえ、家庭・地域・学校の3つ（トライアングル）での連携を深め、地域ぐるみの実践活動などを通じて、家庭教育力の向上を図る。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家庭・地域・学校の連携を深め、家庭教育力の向上と実践活動に関する事業
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は家庭教育等に関する者をもって組織し、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監査 1名

2 協議会には顧問を置くことができる。

(職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 書記は、必要な事項を記録保管する。
- 4 会計は、収支を司る。
- 5 会計監査は、会計の執行状況等を監査する。
- 6 委員は、第3条に規定する事業の実施について必要な業務を行う。

(任期)

第6条 役員及び委員の任期は、1年とする。ただし、事故があるとき又は欠けたときは、前任者の残任期間とする。

2 役員及び委員は、再任されることができる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し議長となり次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) その他協議会の重要な事項に関すること。
- (4) 協議会の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 役員会は、第4条の役員をもって組織し必要に応じ会長が招集し会議を開く。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を三好丘小学校に置く。

(会計)

第9条 協議会の運営及び事業の実施に必要な経費は、市の補助金及びその他の収入をもって充てる。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の事業実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。